

## 4. 騒音・振動

### (1) 騒音・振動に係る環境基準

#### ア. 騒音の環境基準

昭和46年 5月25日 閣議決定  
 改正 平成7年11月29日 愛知県告示第895号  
 改正 平成10年9月30日 環境庁告示第64号  
 改正 平成11年3月26日 愛知県告示第261号

表4-32

類型	該当地域	基準値				
		一般地域		道路に面する地域		
		昼間	夜間	地域区分	昼間	夜間
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下	2車線以上の車線 を有する道路に 面する地域	60 デシベル 以下	55 デシベル 以下
	2車線以上の車線 を有する道路に 面する地域			65 デシベル 以下	60 デシベル 以下	
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域					
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下	車線を有する道 路に面する地域		

時間区分：昼間... 6：00～22：00 夜間...22：00～翌日の6：00

(備考) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

「幹線道路を担う道路に近接する空間(高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道等の道路端から15ないし20メートルの範囲)」については、特例として次の基準が定められている。

昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

#### イ. 新幹線鉄道騒音に係る騒音の環境基準

昭和50年 7月29日 環境庁告示第46号  
 昭和52年 4月30日 愛知県告示第484号  
 改正 平成7年11月29日 愛知県告示第897号

表4-33

地域の種類	該当地域	基準値
	第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域及び市街化調整区域	70デシベル以下
	近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域	75デシベル以下

東海道新幹線の線路の中心線から左右両側にそれぞれ400メートルまでの地域。ただし、鉄けた橋りょうについては、左右両側にそれぞれ600メートルまでの地域及び橋りょうの橋けたの先端部と線路の中心線の交点を中心に、それぞれ橋りょうの反対側に半径600メートルの円内の地域とし、トンネルのうち、坂の坂トンネルに限り、トンネルの出入口と線路の中心線の交点を中心にそれぞれトンネル側に半径400メートルの円内の地域。ただし東海道新幹線敷地、河川敷及び工業専用地域を除く。

(2) 騒音・振動に係る限度値

ウ．自動車騒音の限度

昭和46年6月23日 総理府令第3号  
 厚生省  
 昭和50年3月26日 愛知県告示第269号  
 改正 平成5年10月28日 総理府令第47号  
 改正 平成7年11月29日 愛知県告示第894号  
 改正 平成11年3月17日 豊橋市告示第50号  
 改正 平成12年3月17日 豊橋市告示第52号

表4 - 34

区域区分	該当地域	道路に面する区域				幹線道路 近接区域	
		1車線		2車線以上		昼間	夜間
		昼間	夜間	昼間	夜間		
a	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	65 デシベル 以下	55 デシベル 以下	70 デシベル 以下	65 デシベル 以下	75 デシベル 以下	70 デシベル 以下
b	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域			75 デシベル 以下	70 デシベル 以下		
c	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	75 デシベル 以下	70 デシベル 以下	75 デシベル 以下	70 デシベル 以下		

時間区分：昼間... 6：00～22：00 夜間...22：00～翌日の6：00

エ．道路交通振動の限度

昭和52年10月17日 愛知県告示第1049号  
 改正 平成7年11月29日 愛知県告示第900号  
 改正 平成11年3月17日 豊橋市告示第51号

表4 - 35

区域の 区分	地 域	時間の区分	
		昼 間	夜 間
		7時～20時	20時～7時
第1種 区 域	第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域及び準住居地域	65デシベル	60デシベル
第2種 区 域	近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域 市街化調整区域	70デシベル	65デシベル